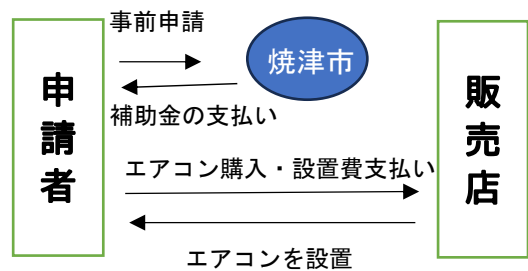


高齢者・障害者向けエアコン購入補助金の申請の流れ

<通常はこちら>

申請者がエアコン購入・設置費の全額を、先に払い、設置してから市が補助金を申請者に支払いを行う方法（償還払い）



1 家電販売店に見積依頼

- ・エアコンの設置にいくら掛かるか見積書作成依頼
- ・撤去や処分費用、家電リサイクル料金は、補助の対象となりません。
- ・購入予定日や設置予定日も決めてください。

2 市へ申請書を提出

<提出物> ① 申請書 ② エアコンの見積書 ③ 設置場所がわかる写真
※賃貸住宅の場合は、賃貸住宅の所有者の同意書も添付

3 (市) 書類審査・訪問調査 (おおむね1週間程度)

- ・訪問調査の立会いをしてください。
- ・審査結果を通知します。
- 補助を決定した場合、④補助金交付決定通知 ⑤実績報告書 ⑥請求書を郵送します。

4 家電販売店にエアコン設置依頼

- ・市から補助金交付決定通知書を受け取ったら、家電販売店へエアコン購入・設置費の全額を支払い、設置依頼をしてください。
- ・●領収書 (エアコンのメーカー名、型番、購入費・設置費の内訳の記載)、●メーカー保証書を受け取る。

5 (販売店) エアコンを設置

- ・●設置後の写真を撮影。

6 市へ実績報告書を提出

<提出物> ⑦実績報告書 ●領収書(写) ●メーカー保証書(写) ●設置後の写真
・領収書と保証書の原本は、保管してください。

7 (市) 補助金の確定

- ・実績報告により、始めの申請どおり設置されていることを確認します。
- ・補助金確定通知を郵送します。

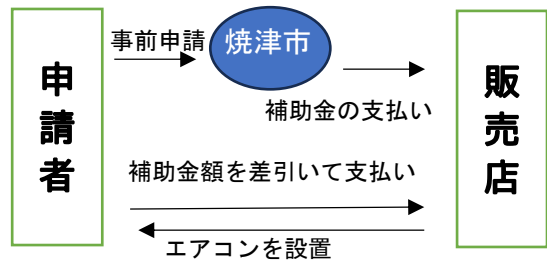
8 請求書の提出

9 (市) 申請者の口座へ補助金額をお振込みします

窓口 高齢者 高齢者福祉課 本庁舎3階6番窓口 ☎626-1117
障害者 障害福祉課 本庁舎2階11番窓口 ☎626-1127

高齢者・障害者向けエアコン購入補助金の申請の流れ

申請者が補助金との差額を先に払い、
設置してから市が補助金を家電販売店に
支払いを行う方法（受領委任払い）



1 家電販売店に見積依頼

- ・家電販売店に対してエアコン設置後に市からの補助金の後払いをすることについて、事前に了解をもらいます。
- ・エアコンの設置にいくら掛かるか見積書作成依頼
- ・撤去や処分費用、家電リサイクル料金は、補助の対象となりません。
- ・購入予定日や設置予定日も決めます。

2 市へ申請書を提出

<提出物> ① 申請書 ② エアコンの見積書 ③ 設置場所がわかる写真
※賃貸住宅の場合は、賃貸住宅の所有者の同意書も添付

3 (市) 書類審査・訪問調査 (おおむね1週間程度)

- ・訪問調査の立会いをしてください。
- ・審査結果を通知します。
補助を決定した場合、④補助金交付決定通知 ⑤実績報告書 ⑥受領委任払申出書
⑦受領委任払請求書を郵送します。

4 家電販売店にエアコン設置依頼

- ・市から補助金交付決定通知書を受け取ったら、家電販売店へエアコン購入・設置費から補助決定金額を差し引いた額を支払い、設置依頼をしてください。
- ・⑥受領委任払申出書、⑦受領委任払請求書 を家電販売店に渡し、店舗の住所代表者の氏名の記載と押印を依頼してください。
- ・●領収書 (エアコンのメーカー名、型番、購入費・設置費の内訳の記載)、●メーカー保証書、⑥受領委任払申出書 ⑦受領委任払請求書を受け取る。

5 (販売店) エアコンを設置

- ・●設置後の写真を撮影。

6 市へ実績報告書を提出

<提出物> ⑧実績報告書 ●領収書(写) ●メーカー保証書(写) ⑥受領委任払申出書
●設置後の写真
・領収書と保証書の原本は、保管してください。

7 (市) 補助金の確定

- ・実績報告により、始めの申請どおり設置されていることを確認します。
- ・補助金確定通知を郵送します。

8 受領委任払請求書の提出

9 (市) 家電販売店へ補助金額を支払いします

窓口 高齢者 高齢者福祉課 本庁舎3階6番窓口 ☎626-1117
障害者 障害福祉課 本庁舎2階11番窓口 ☎626-1127